

景観計画重点区域候補地 中山道 ^{おおくて}大湫宿

①候補地選定理由

- 中山道大湫宿は、国登録有形文化財の伝統的な家屋が残るなど、瑞浪市の歴史・文化を後世に伝える重要な地区です。
- 近年は、「街道歩きの旅」と称して中山道を歩く旅行者が増加するなど、瑞浪市の観光拠点としての顔もあります。
- まちなみ保存に関する住民の様々な活動が活発な区域であり、景観に対する住民自らの積極的な取り組みが可能であると考えられます。
- 今後も引き続き、歴史あるまちなみの保全を図るため、これまでの地元での取り組みを継続していく必要があります。

②区域の特徴

【古いまちなみ景観】

- 中山道の宿場町である大湫宿は、国登録有形文化財に登録されている
保々家住宅（脇本陣）、三浦家住宅、森川訓行家住宅、森川善章家住宅
などの伝統的な家屋が残り、古いまちなみが保全されています。
- 大湫町の中山道には、東に権現山（檜ノ木坂）一里塚、西に八瀬沢（琵琶
峠）一里塚、琵琶峠の石畳があり、往時の街道の景観をしのばせていま
す。

【祭事による交流】

- 毎年10月には、地域の誇りとなっている神明・白山神社例大祭が行われ、
山車が歴史と伝統あふれる大湫宿を練り歩き、地元住民と来訪者の交流の
場や機会となっています。
- 大湫に住む陶芸家を中心とした、手作りの交流イベント「オオクテツクル
テ」が秋に行われます。数多くの陶器の作品やクラフトが並び、市外から
も多くの来訪者があります。

資料：中山道大湫宿ホームページ（編集：大湫町コミュニティ推進協議会）

中山道と大湫宿の概要

■中山道の概要

- ・中山道は江戸時代の五街道のひとつで、慶長7年(1601)に整備(伝馬制が設定)され、慶長9年(1604)には一里塚が築かれるようになったとされる。
- ・現在知られる中山道は江戸日本橋を起点とし、草津で東海道と合流して京都三条大橋に至る、全長約136里(約534km)、69宿の街道。

■美濃国内の中山道の概要

- ・美濃国内の中山道の道程は約32里(128km)で、西濃・中濃においては主として濃尾平野の北部を横断し、東濃地方においては主として山間部を通過。
- ・美濃国内には31箇所に一里塚が設置されたが、現在のその多くは失われている。その中で恵那市から瑞浪市にかけての範囲には、一対の一里塚(両塚)が6箇所(瑞浪市内4箇所、恵那市内2箇所)連続で残されており、全国的にも極めて貴重な事例。

■瑞浪市内の中山道

- ・瑞浪市内の中山道は市内北部の丘陵地帯(日吉町、大湫町、釜戸町)を横断し、全長は約14.3kmに及ぶ。そのうち約5.2kmが地道のまま残っており、連続する4箇所の一里塚(両塚とも)が残されている。
- ・瑞浪市内には大湫宿(大湫町)、と細久手宿(日吉町)という二つの宿場が設置され、その間に所在する琵琶峠は、美濃国内最高所の峠として知られている。また琵琶峠は木曾路名所図会に記されたり歌に詠まれるなど、名所(景勝地)としても知られていた。
- ・大湫宿から大井宿(恵那市)までの間の行程は起伏が激しいことから、通称「十三峠」と呼ばれており、実際には十三以上の峠があったことから「十三峠に(お)まけ七つ」と言われていたという。

■大湫宿の概要

- ・大湫宿一帯は、戦国時代の天正年間(1573~1590)から保々氏(一説には鶴ヶ城主の一族)により開拓が始まったとされる。
- ・宿場の(正式な)設置は、中山道の整備から少し遅れて慶長9年(1604)。御嵩宿と大井宿の道程が長く、また険難であったため。それでも距離が長かったため慶長15年(1610)には細久手宿を設置。
- ・宿場の標高は約500mで、美濃国内で最高所の宿場(江戸からは47番目、京都からは23番目)。本陣、脇本陣は代々保々氏が務め、尾張藩付属の木曾衆「山村氏」と「千村氏」の支配を受けた。
- ・大湫の名称の由来は、「大きなクテ(湿地)」であり、現在まちなみの南側にある水田がかつてのクテであったと思われる。
- ・まちなみの規模や道幅は江戸時代から大きく変わっておらず(天保14年(1843)時点で家数66軒、旅籠屋30軒、総人数338人)、現在のまちなみは文政9年(1826)の大火以降に形成されたもの。

「森川訓行家住宅」の概要と今後の活用方針

■森川訓行家の概要

ふりがな もりかわのりゆきけ じゅうたく しゅおく

名称：森川訓行家住宅主屋（通称：丸森）

員数：1棟

所在地：瑞浪市大湫町 445-2

構造：木造2階建て、瓦葺き、切妻造り

登録年月日：平成18年（2006）8月3日

概要：森川訓行家は、旅籠も兼ねたとされる森川家の住宅で、江戸時代には尾張藩の許可を得て塩の専売も行ったと伝えられる。昭和20年代まで住宅として使用されたことから、一部が現代様式に改変されているが、正面の格子、漆喰塗りの袖壁などに宿場の景観をよく残しており、国土の歴史的景観に寄与しているとして、平成18年に登録有形文化財（建造物）に登録された。

■工事の経緯

- ・平成18年8月 国登録有形文化財（建造物）に登録
（登録時点で空き家であったが、所有者の同意を得て文化祭等で使用）
- ・平成26年2月 積雪により、ひさしが破損
- ・平成26年3月 地域住民から毀損箇所の修復について相談
- ・平成26年4月 旧所有者と協議を行い、建物の寄付受け入れを決定
- ・平成26年7月 寄付受け入れ手続き開始
- ・平成26年11月 修復工事のための調査・設計に着手
- ・平成27年11月 修復工事に着手
- ・平成28年11月 修復工事完了

■修復・活用方針

- ・活用方針
大湫宿を来訪される方の観光施設（無料休憩・見学等施設）として活用を図る。
- ・修復時の留意事項
 - ①文化財としての価値を損なう事の無いよう不必要な改変は加えない。また、可能な限り現況の部材を残し、伝統的な工法により修復を行う。
 - ②改変状況や年代等を調査し、記録作成をしながら設計・工事を進める。また、必要に応じて有識者の指導を受ける。
 - ③一定の安全性と利便性を確保するため、必要に応じて耐震補強を施し、利便施設として給湯設備・便所等を新設する。

「森川訓行家住宅」修復工事の概要

■文化財建造物の修復とは？

- ・建造物を含む文化財は、地域の歴史や文化等の存在・変遷を示す物証であり、むやみに改変する事は好ましくない＝真実性の確保（歴史や文化の存在・変遷を正しく伝えられなくなる。場合によっては歴史のねつ造につながる）。
- ・そのため現状維持が原則となるが、一方で、破損等した場所は修繕が必要であるし、一定の安全性や利便性も必要。また最近では、活用も重視されるようになってきている。
- ・そのため、工事の実施にあたっては建物自体を詳しく観察するとともに、古文書や絵図、写真等の資料を用いて建物の改変状況を調査するとともに、それらの記録をとどめることが必要（ただ機能を回復すれば良いということではない）。
- ・調査の結果を踏まえ、修復工事の方針を立てて工事を実施（例：建築当初の姿に戻すのか、中途の状態とするのか等々）。今回の工事では、原則として明治時代前葉の姿に戻す方針。
- ・修復工事に際しては、可能な限りオリジナルの部材等を残し、やむを得ず新材を用いる場合も在来の部材と同種の部材を用い、伝統的な技術と工法で修理を行う（真実性の確保、また伝統的な技術や工法の継承のもつながる）。

■調査成果の概要

- ・①寸法、②破損状況、③仕様（材質・工法）、④部材（材料）、⑤痕跡、⑥史料調査等の調査を実施した（成果は以下のとおり）
- ・建物が建てられたのは文政9年（1826）以降【史料調査による】
- ・建築に際しては材木の多くを再利用（転用）している【痕跡調査による】
- ・屋根に瓦が葺かれたのは明治13年（1880）【部材調査〔鬼瓦の刻銘〕による】
- ・窓に縦格子が付けられた（又は修理された）のは明治25年（1892）【部材調査〔銘板〕による】
- ・浴室は増築による（年代不明）【仕様調査による】
- ・座敷、西側廊下等に改変が加えられている（大正～昭和初期か）【痕跡調査による】
- ・建物の基礎、土間に改変が加えられている（昭和戦後初期か）【仕様調査等による】

■工事の方針と概要

・工事の方針

建造物が現在の姿となったのを瓦が葺かれ、縦格子が設置された明治25年と判断し、原則として明治時代中期の状況に復す。そのために破損・老衰箇所の修復を行うとともに、一定の安全性と利便性を確保するために以下の工事を実施する。

・工事の概要

- ①建物の外装・内装を解体し、修復する。また観光案内が行える受付を設置する。
- ②主屋と浴室を切り離し、別棟とする（浴室は給湯室として利用）。
- ③西側廊下のガラス戸を取り外して縁側とする。また、鉄板葺きの屋根を瓦葺きに改める（座敷は改変の状況が不明であるため現況のままとする）。
- ④耐震性を向上させるため、一部に壁を新設する。

⑤利便施設として便所を新設し、浴室を給湯室として使用する。

⑥屋根瓦は一部を除いて新しい瓦で葺き直す。

■施設管理と運営

- ・指定管理制度を採用し、大湫町コミュニティ推進協議会が指定管理者として管理・運営を行っている。
- ・施設は、平成29年1月に運用開始。